

:	終了	:	2024/07/04
:	急いで	:	
:	小門 亜優美	:	100%
:		:	0.00
顧客ID:	ls10166171	システム:	RC-LS クラウド
医療機関名:	医療法人 黒部医院	カルテ番号:	
完了通知日:		診療年月:	
医療機関コード:	0166171	業務区分:	

医療機関様からのお問い合わせです。

特定疾患療養管理料と生活習慣病管理料は同月併算定不可 というルールは現在適用されていますか？

このクリニックのレセプトを閲覧モードでほとんど拝見しましたが、

該当カルテ番号は確認できませんでした。

ルールが適用されているか、確認していただけますか？

お忙しい中すみませんが、よろしくお願いします。

#1 - 2024/07/04 15:31 - 姜 俊豪

- () 新規 フィードバック()

- () 姜 俊豪 小門 亜優美()

併算定点検ではなく、包括点検されています。

メッセージは下記の通りです。

特定疾患療養管理料（診療所）は生活習慣病管理料2に含まれ、算定できないのではないのでしょうか。（同月内）

()

#2 - 2024/07/04 17:35 - 小門 亜優美

- () フィードバック 終了()

- () 0 100()

姜さん

確認いただき、ありがとうございました。